明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二一九）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同二二〇）　一
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産六三三）　二
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通五三六～五三八）　二
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁九）　三
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁五五、五六）　三
○航路標識に関する件（同五七～六一）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二五五～二六一）　六
○道路に関する件（北海道開発局七六、七七）　六
○十勝川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同七八）　七

〔国会事項〕

内閣　八

〔人事異動〕

官庁事項　八

〔官庁報告〕

国土交通省防災業務計画の改正要旨の公表について（国土交通省）　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
法務　八
公証人任免（法務省）　八
国家試験　八
平成二十六年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁　一〇
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、解散命令関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　三一
裁判所共済組合定款の一部変更関係　三一
会社その他　三一

告　示

○法務省告示第二百十九号

長野県安曇野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年五月七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県南安曇郡三郷村大字明盛四千三百四十二番地の二

上條　巖

○法務省告示第二百二十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年五月七日

法務大臣　谷垣　禎一

神戸地方法務局所属

島　宣満

○農林水産省告示第六百三十三号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

表十二下都賀西部の項中「並びに」を「及び」に改め、「及び岩舟町」を削る。

表十八横芝光匝瑳の項を次のように改める。

横芝光匝瑳旭	千葉県旭市、匝瑳市及び山武郡横芝光町

表二十横芝光匝瑳の項を次のように改める。

横芝光匝瑳旭	千葉県旭市、匝瑳市及び山武郡横芝光町

表二十鳥取県中部の項の次に次のように加える。

高田	広島県安芸高田市並びに山県郡北広島町のうち旧千代田町及び旧大朝町の区域

○国土交通省告示第五百三十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年四月十七日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称
山菱工業株式会社

2　主たる事務所の所在地
東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号

3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称
山菱工業株式会社

2　主たる事務所の所在地
東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号

3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称
山菱工業株式会社

2　主たる事務所の所在地
東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号

3　講習の種類
基礎講習及び一般講習